

最高裁秘書第606号

令和2年3月3日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年1月31日付け（令和2年2月3日受付、第014667号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和元年（2019年）12月3日付け「求償金等、損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 令和元年（2019年）12月12日付け「詐欺、窃盗、詐欺未遂被告事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

傍聴人の皆様へ

令和元年（2019年）12月3日

最高裁判所広報課

求償金等、損害賠償請求事件について

事案の概要

上告人（1審被告）が独身寮に居住する従業員の通勤のために使用させていた本件自動車が窃取され、窃取した者が本件自動車を運転中、被上告人ら（1審原告）の自動車を損傷させる本件事故を起こした。

本件は、被上告人らが上告人に対し、本件事故は上告人の自動車保管上の過失により生じたものであると主張して、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人の従業員が車のドアを施錠せず、エンジンキーを車内のサンバイザーに挟んだ状態で本件自動車を独身寮の駐車場に駐車していたことを認定した上で、上告人にはドアを施錠しエンジンキーを第三者によって使用されない状態で本件自動車を管理すべき注意義務の違反という過失があり、これにより本件事故が発生したと判断して、被上告人らの請求をおおむね認容した。
- ◇ 上告人は、本件自動車についてはドアを施錠してエンジンキーを独身寮内に保管する旨の内規を定めるなど、しかるべき措置を講じており、上告人には注意義務違反はないなどと主張して争っている。

傍聴人の皆様へ

令和元年（2019年）12月12日

最高裁判所広報課

詐欺、窃盗、詐欺未遂被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が、①知人男性になりすましてクレジット機能付きポイントカードを詐取したとされる詐欺1件、そのカードを利用してゲーム機等を詐取したとされる詐欺2件、②知人女性のクレジットカードを盗んだとされる窃盗1件、そのカードを不正に利用し、又は利用しようとしたとされる詐欺及び詐欺未遂各1件の事案である。

1審判決及び原判決について

- ◇ 1審では、いずれの事件についても、被告人が犯人であるかどうかが争点となった。1審は、上記②の各事実については被告人が犯人であると認定したが、上記①の各事実については被告人が犯人であると認めるには合理的な疑いが残るとして無罪とし、上記②の各事実について、被告人を懲役2年6月、4年間の執行猶予に処した。これに対し、弁護人及び検察官の双方が控訴した。
- ◇ 原判決は、上記①の各事実についても被告人が犯人であると認められるとして1審判決を破棄し、上記①②の各事実で有罪であるとして、被告人を懲役2年6月に処した。その際、下記【参考】記載の各最高裁判例は、現在では変更されるべきであるとして、高裁では全く事実の取調べをしなかった。これに対し、弁護人及び検察官が上告を申し立てた。

[参考]

(1)最高裁昭和31年7月18日大法廷判決・刑集10巻7号1147頁

(2)最高裁昭和31年9月26日大法廷判決・刑集10巻9号1391頁

これらの最高裁判例では、第1審判決が犯罪事実の存在を確定せず、犯罪の証明なしとして無罪を言い渡した場合に、控訴裁判所が第1審判決を破棄し、何ら事実の取調べをすることなく、訴訟記録及び第1審裁判所で取り調べた証拠だけで直ちに被告事件について犯罪事実の存在を確定し有罪の判決をすることは、刑訴法400条ただし書の許さないところであるとされている。